

令和2年第6回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

産業観光交流部が所管する第三セクター等の経営健全化の
推進について 1～4

産業観光交流部

所管委員会	文教経済常任委員会
提出課	産業政策課 施設経営管理室

産業観光交流部が所管する第三セクター等の経営健全化の推進について

※ 令和2年2月17日に開催した文教経済常任委員会の資料をもとに産業観光交流部所管の第三セクター等について記載したもの

1 第三セクター等の方向性の検討について

平成30年度においては、第三セクター等の経営健全化の推進に関するこれまでの取組に対し、上越市第三セクター等経営検討委員会から検証結果が報告されたことを受け、今後の取組の基本的な指針となる「第三セクター等に対する関与方針（以下「関与方針」という。）」を策定（平成31年2月）した。

また、令和元年度においては、これに基づいた取組として、個々の第三セクター等の方向性の検討を進めてきたところである。

(1) 対象となる産業観光交流部が所管する第三セクター等

関与方針では、地方自治法の規定により市に予算の執行に関する長の調査等が認められている法人（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している法人）に、持株会社であるJーホールディングス㈱が100%出資している事業会社を加えた法人を「第三セクター等」と定義しており、これに該当する次の法人を検討の対象とした。

【出資区分：50%以上】

法人区分	第三セクター等の名称		出資等割合	所管課
公益財団法人	1	公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター	99.1%	産業政策課
一般財団法人	2	一般財団法人ゑしんの里観光公社	85.0%	施設経営管理室
株式会社	3	リフレ上越山里振興株式会社	87.8%	施設経営管理室
	4	株式会社よしかわ杜氏の郷	82.6%	産業政策課
	5	Jーホールディングス株式会社	80.2%	施設経営管理室
	6	株式会社みなもとの郷	51.0%	施設経営管理室
特例有限会社	7	有限会社やまざくら	98.3%	産業政策課

【出資区分：25%以上】

公益財団法人	8	公益財団法人新潟県雇用環境整備財団	31.3%	産業政策課
--------	---	-------------------	-------	-------

【出資区分：Jーホールディングス株式会社の事業会社（100%出資）】

株式会社	9	柿崎総合開発株式会社	—	施設経営管理室
	10	株式会社大潟地域活性化センター	—	施設経営管理室
	11	株式会社ゆったりの郷	—	施設経営管理室
	12	三和振興株式会社	—	施設経営管理室
	13	黒倉ふるさと振興株式会社	—	施設経営管理室
	14	株式会社ゆめ企画名立	—	施設経営管理室

(2) 方向性の検討概要

関与方針に基づき、第三セクター等を対象に、それぞれが実施する事業の“必要性、採算性、市場性”のほか、当該事業の実施主体としての“適格性”について分析・評価を行い、方向性を検討した。

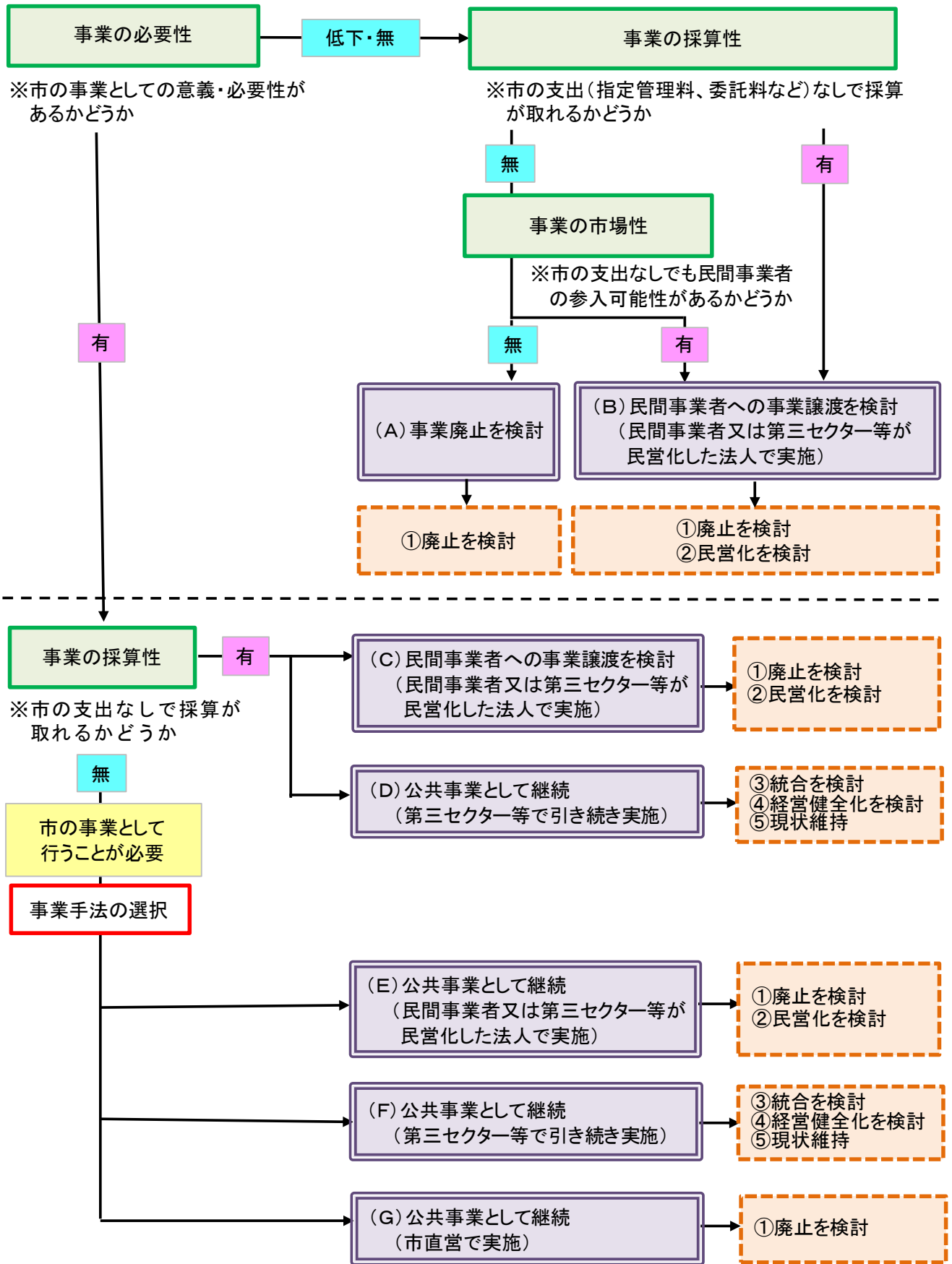
なお、この分析・評価は、市が「第三セクター等が担っている事業の本来的な事業主体」、「事業の担い手である第三セクター等の設立主体」、「第三セクター等の出資者・出捐者」としての立場から、外部専門家の意見も踏まえながら独自に行ったものである。

(3) 方向性の検討経過

次の過程を経て検討を進め、第三セクター等の方向性を整理した。

- ① 第三セクター等に対し、今後の方向性を検討する趣旨を説明（平成 31 年 3 月～4 月）
第 6 次行政改革推進計画に基づく「第三セクター等の経営健全化の推進」の取組の内容、関与方針の内容、関与方針に基づく第三セクター等の方向性の検討方法を説明
- ② 検討に必要な資料の収集（平成 31 年 4 月～令和元年 5 月）
市が保有する資料のほか、第三セクター等から資料を収集
- ③ 第三セクター等に対するヒアリング・意見交換の実施（令和元年 5 月～10 月）
第三セクター等の現状や課題、意向の聞き取り、意見交換の実施
- ④ 市による第三セクター等の方向性の検討（令和元年 5 月～令和 2 年 1 月）
上記②及び③を踏まえ、第三セクター等が実施する事業の“必要性、採算性、市場性”のほか、当該事業の実施主体としての“適格性”を分析・評価し、第三セクター等の方向性（案）を検討
- ⑤ 第三セクター等経営検討委員会による諮問・答申（令和元年 5 月～令和 2 年 1 月）
外部専門家（公認会計士、弁護士など）で構成する有識者会議を設置し、④で検討した第三セクター等の方向性（案）を諮問し、答申を受けた。
- ⑥ 市による第三セクター等の方向性の整理（令和 2 年 2 月）
上記⑤を踏まえ、市として第三セクター等の一定の方向性を整理

【事業及び第三セクター等の分析・評価のフローチャート】



 内は事業の方向性を示す。
 内は第三セクター等の方向性を示す。

2 第三セクター等の方向性の検討結果について

(1) 検討結果の取扱い

まずは、市の見解を各法人に伝え、その方向性に沿った取組を促していく。また、今後の各法人の経営健全化や民営化に向けた具体的な動きに応じて必要な報告や提案を随時、議会に行っていく。

なお、以下の理由により、検討結果の概要のみ公開とする。

- ・ 市が、第三セクター等の方向性について独自に整理したものであること。また、今後の取組を進めるに当たっては、第三セクター等においても、市の見解を踏まえて方向性について経営判断を行う必要があること。
- ・ 市の意思形成過程の情報であり、今後の取組や関係者との協議によっては、方向性自体の変更も有り得ること。
- ・ 第三セクター等の経営への影響や今後の取組への支障など無用の混乱を招くことのないよう慎重な対応が必要であること。

(2) 検討結果の概要（産業観光交流部が所管する第三セクター等）

① 廃止を検討 … 該当あり

例 1) 事業は必要であり、また、実施主体として適当であるが、有期事業であることから、事業が完了した段階で、法人の解散を検討する。

例 2) 事業は必要であるが、実施主体としては第三セクター等以外でも代替が可能なことから、代替する主体を確保した上で、法人の解散を検討する。

② 民営化（出資関係の解消）を検討 … 該当あり

例 3) 事業は必要であり、また、実施主体として適当であるが、経営状況から自立した経営が可能なことから、市の出資金の引き揚げにより、第三セクター等との出資関係の解消を検討する。

例 4) 事業の必要性は低下しており、また、実施主体としては第三セクター等以外でも代替が可能なことから、事業と市が保有する株式を第三セクター等（役員等）へ譲渡することによる完全民営化や、事業及び株式の民間事業者への譲渡を検討する。

③ 統合を検討 … 該当なし

④ 経営健全化を検討 … 該当あり

例 5) 事業は必要であり、また、実施主体として適当であるが、収支状況の悪化に伴う経営状況の改善に向け、経営健全化を検討する。

⑤ 現状維持 … 該当なし